

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和元年5月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○黒田 円様（美山町西） 50,000円

○北進西町内マージャン同好会様（北進町） 5,000円

<故人が生前お世話になったため>

○今村 一喜様（美山町南） 10,000円

○安田 貞子様（端野町） 20,000円

○安達 松次郎様（端野町） 50,000円

○八巻 香代子様（留辺蘂町） 10,000円

○佐川 和則様（留辺蘂町） 30,000円

○飯田 淳一様（留辺蘂町） 10,000円

○菅原 伸様（釧路市） 30,000円

○丹羽 繁雄様（端野町） 30,000円

○中田 功様（端野町） 20,000円

○広瀬 義雄様（端野町） 30,000円

○海鉾 玲子様（留辺蘂町） 20,000円

○木村 充恵様（留辺蘂町） 30,000円

○菅 憲子様（留辺蘂町） 30,000円

<認証40周年記念事業に際して福祉推進のために>

○国際ソロプチミスト北見様（幸町） 100,000円